

パンチングシステムに関する細則

第1条 目的

- 1.1 この細則は、日本学生オリエンテーリング選手権実施規則第24条第1項に基づき、使用するパンチングシステムについて定めるものである。

第2条 パンチングシステム

- 2.1 パンチングシステムは、以下のいずれかを採用できる。
 - ・ 針式パンチ、コントロールカード
 - ・ Emit 電子パンチングシステム
- 2.2 前項に定める以外のパンチングシステムを採用する場合、技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。

第3条 針式パンチ、コントロールカード

- 3.1 コントロールカードは、耐水性の丈夫な材料で作られ、10cm×21cmを超えないものとする。
- 3.2 コントロールカードは加工してもよい(例:書き込んだり、補強したり、ケースに入れるなど)。但し、コントロールカードの一部を切り落としてはならない。

第4条 Emit 電子パンチングシステム

- 4.1 電子コントロールカードには、バックアップラベルが主管者によって提供される。
- 4.2 電子的記録に疑義がある場合に備え、競技者は、各コントロールにおいて正確にパンチして、バックアップラベルに記印する責任を有する。但し、電子的記録により完走が認められる場合には、バックアップラベルを競技中に紛失しても失格とならない。

第5条 改正

- 5.1 本細則の改正は、総会の議決による。

第6条 施行

- 6.1 本細則は、2001年4月1日より施行する。
- 6.2 本細則は、2004年4月1日より改正施行する。

2001年03月12日制定
2003年11月15日改正